

要綱第3号様式

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都市長		平成29年 6月29日					
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市北区上賀茂本山		報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 学校法人 京都産業大学 理事長 柿野 欽吾 電話075-705-1422					
主たる業種	教育	細分類番号				8 1 6 1	
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号						
計画期間	平成26年 4月から平成29年 3月まで						
基本方針	平成23年度から平成25年度の平均の排出量を基準に平成28年度の温室効果ガス排出量を1%削減する。						
計画を推進するための体制	省エネルギー推進委員会において省エネの推進体制を整える						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (23~25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	9,444.5 トン	9,746.8 トン	9,304.0 トン	9,349.4 トン	0.2 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	9,422.5 トン	9,746.8 トン	9,304.0 トン	9,349.4 トン	0.5 パーセント	
	実績に対する自己評価	例年6月1日からの冷房運転であるが、夏日が早く訪れたため、5月初旬から運転を開始した。なお、平成28年度は9月末日までの冷房運転であるが、夏期間夏日が多く、10月8日まで延長したことにより使用量が增大となった。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率
	大学	事業活動に伴う排出の量 (延床面積×1/100)	5.05	5.20	4.97	4.70	-1.85 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
	実績に対する自己評価	例年6月1日からの冷房運転であるが、夏日が早く訪れたため、5月初旬から運転を開始した。なお、平成28年度は9月末日までの冷房運転であるが、夏期間夏日が多く、10月8日まで延長したことにより使用量が增大となったが、平成28年度7月よりコジェネレーションシステムを稼働させたことにより、増減率がマイナスとなった。					
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考	
		56.0 パーセント	56.0 パーセント	56.0 パーセント	62.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(26)年度	冷房温度設定28℃の遵守、暖房温度設定20℃の遵守、昼休み照明の消灯					
	(27)年度	冷房温度設定28℃の遵守、暖房温度設定20℃の遵守、昼休み照明の消灯 冷房運転切り忘れ防止策として、タイマーによるOFF設定					
	(28)年度	冷房温度設定28℃の遵守、暖房温度設定20℃の遵守、昼休み照明の消灯 冷房運転切り忘れ防止策として、タイマーによるOFF設定					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	マイカー通勤に対し、台数制限を設けている。					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	マイカー通勤者の申し込みが減少し、交通公共機関を利用する教職員が増加した。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	事業所内の緑化を計画的に推進している。						
特記事項							

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。